

Title	M・ガロ 十八世紀ガティヌにおける土地制度と農民
Sub Title	Garaud, M. 'Le régime agraire et les paysans de Gâtine', dans Bulletin de la Société de Antiquaires de l'Ouest, 2e Trimestre de 1954, p. 643-682
Author	渡辺, 國廣
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1966
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.59, No.9 (1966. 9) ,p.1013(103)- 1018(108)
JaLC DOI	10.14991/001.19660901-0103
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19660901-0103

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

を中心として検討することにしよう。

著者は、初期工場立法の必然性について、産業において主導的な地位を確保しようとする大資本にみられる相対的剰余価値の生産に主な強調をおく経営政策と、多数の非開明的な工場主および雇用主の不正競争との対立の必然的結果として把握する。すなわち、つぎのようにいうのである。「短期間労働は確かに長期的視野にたつとき経済的たりうるが、主導的資本が安んじて長期的視野にたち、生産機構を高度化させていくためには、たえず必然的に非主導的資本がとり、その進行に妨害的に作用している彼等の非開明的態度を、主導的資本の立場からコントロールする必要があるのであり、自由主義段階におけるそのコントロールの有力な形態が初期工場法であった」(三五二頁)。このように規定されたのち、著者は、(一)工場法の体系がいかに老犬に見えようとも、それによって国家が介入したのは、当時における労働関係のほんの一部についてのみであったとし、工場法は、当時の労働関係における主要な創造者であるよりは、その過程を援助し、それに促進的影響を与えすぎないというのであって、その意味では、大河内教授の理論を支持されるのである。

すなわち、初期工場立法をもって、自由主義的政策体系に対する否定的な異質物として把握することなく、むしろ自由主義的政策体系の「一分肢」として、それを補完する特殊な立法として把握すべきであるとしており、初期工場立法が、自由主義的政策と相対立し矛盾する関係ではないとする見解については、すでに、小川喜一

競争段階における大河内理論の妥当性からくるものと思われる。もしそうだとするならば、独占段階において、社会政策はどのような形であられるのか、やはり保護法における同じように、主導的資本の利益の第一義的擁護としてあらわれるかどうか、こうした問題についての著者の見解が披瀝されているならば、更に説得的であったらうと思われる。

しかし本書は、イギリス産業革命期における主として綿工業を中心とする労働力構成について、きわめてすぐれた分析を展開しており、教えられるところが実に多い。著者の精力的な勉強に敬意を表わすものである。と同時に、独占段階のドイツにおける社会政策研究に志そうとしている筆者は、著者の問題提起から刺激をうけることと多く、今後とも御教示を賜わることをお願いするものである。

(未来社・一九六六年四月刊・A5・三八二頁・一六〇〇円)

M・ガロ

『十八世紀ガティヌにおける

土地制度と農民』

渡辺 國 廣

〔一〕地主・小作関係の一つに、メタヤージュがある。今日とりわけフランス西部に集中的にみられる。メテリを軸とする賃貸借の関

書 評

氏も、すぐれた理論を展開しておられることは周知の事実である。それから著者は、労働者保護法は、本質的には、主導的資本の利益をこそ第一義的に保護しようとしていた、といっても過言ではないとしておられるが、これはいわゆる「資本間競争」の理論と、結論的には一致するものとはいえないであろうか。

初期工場法を自由主義的政策体系と異質な原理の上に成立した政策であるかの如く把握する見解にたいして、著者は批判を加えながら、いわゆる自由競争段階における社会政策研究は、資本・賃労働の実存形態とその相互の連関がまさにこの段階における資本制的労働関係の展開のために、国家の権力的介入を要請せざるをえなかった歴史的事情を明らかにすることが必要なであると結論されている。

この研究は非常に実証的であり、社会政策研究であるとともに、イギリス産業革命史についてのすぐれた研究である。しかし理論的には、かつての社会政策の本質論争にたいする批判として出発したにもかかわらず、大河内教授の生産力説の自由競争段階における妥当性を実証したにとどまるのではなからうか。もちろん著者は、大河内教授の如く、社会政策をもって、社会的総資本の自然律から発するものとして把握してはいないし、労働者階級の組織的抵抗が工場法制定にたいする圧力となったことを強調しているけれども、「保護法は、本質的には、主導的資本の利益をこそ第一義的に保護しようとしていた」として、やはり「労働力保全説」の立場に立つといっても過言ではないのではなからうか。これは、ひとつには、自由

係であるが、その成立は十六世紀までさかのぼる。これが革命の勃発にどう関係し、また革命の経過のなかでいかに自己を貫徹していったかは注目に値する。そうした問題意識の下、ガロ教授の論述を整理したのが、以下の記述である。フランス革命をどの面で捕捉するかについては、いろいろと立場があらう。ここでは地主制との関連でみようとすわけだが、一体どうか。

問題は、かかる革命理解の持つ意味であった。これと関連し、地主制が革命前のフランスにおける土地所有形態のなかでどれほどの比重を占めていたかは重要であらう。一般に地主制は、耕作者が同時に土地の所有者であるという体制を粉砕しながら成立するわけだが、フランスの場合、その徹底は避けられた。ここにフランスは、地主制と農民的土地所有の二つを持つことになるが、しかしなお前者の発展の前に後者の存続は危険にさらされていた。フランスにおける地主制は、そうしたものとして把握できるが、封建諸力の介在はその自由な展開を妨害した。革命で地主制は封建諸力を排除することにより飛躍の契機を得た。ガロ教授もまた革命の意味をそこにみるのであった。

〔二〕土地は賃貸借の関係に組込まれた。その場合、賃貸借の単位といえは、メテリであった。集積財産を、メテリに一括、これを単位に、土地をめぐる賃貸借の関係が成立していった。単に土地が賃貸借の対象というのと違う。貸付地は、メテリとして現象した。

メテリは、土地と付属施設からなり、一括して賃貸に出された。次表は、その構成を示す。ガロ教授の記述を整理して得た。単に土

施設 付属		土地			
納屋	畜舎	住居	未耕地	草地	耕地
乾草をいれる。	屋根は藁か草。狭く、牝牛二、三頭の収容がせいぜいという。	二階建てで、屋根は瓦。階下は穀物倉。上は一部屋か二部屋。全体として粗末な感じで、住むにたえない。いたみがひどく、大修理を要する状態にある。修理はすべて居住者の責任。しかしそのための出費は、かなりの負担に感じられた。修理費の捻出は不可能に近い。	規模は不明。またそれを付設する目的もはっきりしない。しばしば開墾が強要され、菜園か果樹園への転換を義務づけた。	規模は不明。またそれを付設する目的もはっきりしない。しばしば開墾が強要され、菜園か果樹園への転換を義務づけた。	黒麦、燕麦、大麦を収穫。小麦はまれ。果樹が目立つ。また亜麻を多く栽培。菜園の規模はそこに投下される亜麻の種子の量により評価された。

地を提供するだけではない。必要な施設が準備された。耕作者はこ

I	徴収者 対象	負担の内容			軽重の程度	革命の影響
		腕	負担	容		
	耕地で必要な種子	畑仕事は慣習に従う。	メタイエの負担部分を固定化、必要量の残余について、両者の間で折半するといった場合、メタイエの負担	メタイエとして必要な投下資本と いったらいいか。		

れら貸付財産に、腕、耕地に必要な種子の半分、農具を投ずればよかった。
メテリを構成する要素は、このように多様だが、それらを一括し、賃貸に出すのである。次表を参照。八〇ヘクタールを越える場合もあった。しかし一般には、三〇ヘクタールから三五ヘクタール。ガロ教授はそう結論した。

ヘクタール	面積	構成別	メテリ
27	27	耕地 草地 20 7	1
41...	41...	土地 施設 付属	2
35...	35...	土地 施設 付属	3
26...	26...	土地	4
80...	80...	土地	5

(三) メテリの耕作を担当する者を、メタイエと称す。次表は、彼が、メテリに含まれる耕地における収穫の半分以上を差出すということである。ガロ教授によれば、重要なメテリの場合、この方式によった。メタヤージュである。同時にまたこの表は、革命でかかる諸負担に起った変化についても関説している。

II		地主			
耕作者	家畜	住居	菜園	耕地	
若干の家畜	家畜小作で得た収益の三分の一。すべて貨幣で差出す	家賃	果実を少しばかり	収穫した穀物の半分	農具の全部
家畜では、若鶏を六羽かそれ以上。時には鶯鳥若干。子豚、子山羊、子羊のうち、どれか一頭。	主に牛と羊、馬はまれ。その規模だが、平均のメテリの場合、牝牛三、子牛三、牝羊三九、子羊二〇、そしてこの合計一、〇〇〇リールという。賃借する家畜の総計が五、〇〇〇リールに達する場合もみられた。牝牛は役畜として重要、また労役に応ずるため欠くことができない。羊の飼育はかなり普及していたが、これはメテリに草地、未耕地が付属していたことによった。	支払は貨幣による。その額は区々とし、一定し難い。年に六リールという場合から、一〇、二〇、二四、三〇、三六、そして六〇リールという場合もあった。しかし労役によるものもい。例えば、年二回、四リールの距離を運搬。また現物を差出すことも許されている。例えば、チーズ六、刈草一労働日分、そしてこれを地主のもとまで運ぶ。しばしば家賃は菜園の負担と一括され、貨幣で取立てられた。	菜園で収穫した果実の一部を差出す。貨幣の代納もい	黒麦か燕麦を栽培。収量の半分以上を差出す。	メタイエは必要な全部を用意しなければならない。しかし準備できず、一部を賃借していた。
かなり古く、時代の経過につれ、負担は引上げられていった。特産	不注意で殺した場合、同じ価値のものを返却しなければならない。これは非常な負担で、分割支払によつていた。九五リールの弁済すら苦痛に感じられたほどである。また賃貸者の許可なく、小作家畜の売却、譲渡を禁止。	この種の負担の抛出が、メテリをめぐる賃貸借関係の機軸となつた。	徴収は例外的である。		
革命とかかわりなく続き、今世紀ま	今日では必要な家畜を地主とメタイエが折半で準備する。	革命後も支払が続く。かなりの重圧に感じられた。			

書 評

III		教会	国王	水利 用か 葡萄 島	メテリ を構成 する耕 地部分
飼育す る家禽 や家畜	飼育す る家禽 はか。	十分の一 の税	タイユ	サンス	メテリ の構成 部分
用にと 飼育す る家禽 や家畜	ほかに、バターチーズを少々。菜園で収穫した亜麻の一部。しかし家賃と一括、貨幣で召上げられる場合もあった。例えば、三〇リール。	メタヤージュによる場合、地主とメタイエの間で折半。しかし大抵は、メタイエに帰す。定額の貸借借制では、全部がメタイエの負担。	すべてメタイエの負担。たとえ地主に対し課される場合でも。	少額の貨幣負担。数リールか、もつとも多くは、数スウないし数デニエ。	メタイエの取り分として許された穀物から若干
品 の献上か。	地主がいくつかのメテリを持つ場合、労役は均等に割振られ、このため各自の負担はかなり軽減されることになった。加えて有償とする場合も出た。	地主とメタイエの間で抗争が頻発、メタイエは地主の横暴を憤った。	地主はメタイエに強制することを負担に感じた。そしてこの埋め合わせがようやく考えられるにいたる。今や地主は十分の一税の半額をメタイエに強要することを断念。またタイエの額が一七九〇年のそれを上廻る時、超過分の半額を助けた。しかしこうした後退も、革命から王制の廃止までの、ごく短期間に限られた。	メタイエの能力を越えており、メテリ貸借者は支払の便宜のため前貸をよぎなくされた。この種の負担は慣行により違った。サンス教デニエ、鶏数羽と刈草教労働日の場合、メテリの貸借契約中に、年	メタイエは、メテリの構成部分に対する
で存続した。廃止はごく最近のことである。	革命とかわりなく続く。	革命で廃止された。	王制の廃止で消滅した。	革命で廃止された。	メタイエは、メテリの構成部分に対する

領主		徴 発	貢 納	ラ ント
		二デニエを差出す。	食用鶏を若干。 牡牛を持つ者はクリスマスに六デニエ、持たない者は二デニエを差出す。	土地裁判の費用。

メタイエは農業生産の末端における担い手ということになるが、ガロ教授のいわんとしたところを整理してみると。表で、Iの項をみよ。メタイエは資本を投下した。資本は、当初、腕、耕地で必要な種子の半分、農具からなつた。しかし種子の負担分は引上げられていく。反面、農具を手放し、これを賃借する傾向が強まった。メタイエは、メテリの賃借者として無産者であった。IIの部に移る。地主に対する負担ということだが、メテリの構成部分に対するもの、従って所有関係による場合と、身分関係に起因する収奪に大別できる。耕地、菜園、住居はメテリの構成要素であり、それらに収奪が及んだ時、所有関係に発するものであった。耕地部分に対する収奪が基本であるこというまでもない。身分関係に発する収奪のなかで、労役は最大のものであった。負担は二つの相反する要素の合体ということになるが、革命後もこの点は変らなかつた。革命は所有関係によらない収奪の排除を目的としたわけだが、地主のためにメタイエが応じた身分的負担を廃止しなかつた。むしろ革命で引上げられた感が深い。地主はメタイエに対する身分関係を強化しながら、革命で自己を主張したのであった。表で、IIIの項は、いわゆ

る封建諸負担を示す。徴収者は、教会、国王、領主の三者であった。この種の負担が革命で廃止された。かかる負担は、もともと地主名義で要求されていたものを、地主がメタイエに転嫁した場合、例えば、タイユ、またメタイエに支払が強要されていた場合も、メタイエの能力をはるかに越えており、このため地主はメタイエに対し、彼がその支払に必要な前貸をよぎなくされた、例えば、領主負担、といった事情から明白な如く、結局は地主の負担であり、単に身分関係を介し地主がメタイエに転嫁、支払を強要しているというにすぎなかつた。革命はこの種の収奪機構を粉砕するわけだが、今やそれが社会のどの層の利益につながったか明白である。地主にほかならない。革命は地主により誘発された。そして彼は革命で、メテリをめぐる貸借の関係を、封建諸負担の重圧から解放することに成功した。革命の中心勢力は地主であった。彼は封建負担の実際の担い手たるメタイエを自己の陣営に引込み、既存の機構に対する抗争を始めた。ガロ教授は革命の勃発をそこにみた。

〔四〕 革命に対する姿勢は場所により違う。ガティヌはフランス西部の典型として、地主が封建諸力の排除のため戦うという形で、革

命に突入した。革命はガティヌで、地主制が一大飛躍するための踏
み台にほかならない。ガロ教授はこの論稿で、そのことを示したか
った。地主制はガティヌにおいて、メタヤージュとして現象する
が、ガロ教授の論稿はまた、後進地の地主制が革命に対応する問題
いかんにも通じた。一般に後進地では、領主支配の稀薄なことを特
徴とする。にもかかわらず封建諸力は重圧に感じられる。ガロ教授
はこの点の指摘を忘れない。そしてメタイエ窮乏化の真因を、そこ
に探ろうとした。メタイエは動きがとれない。そしてメテリに父子
相伝で住みつくことになってしまった。メタイエ貧窮の有力な証拠
とみるわけだが、ガロ教授は正鵠を得ていた。破棄すべきは、封建

諸規制であった。
メテリが何であるか。そしてこれを収入源に仕立てる方法とし
て、メタヤージュは、いかなる地主・小作関係であったのか。ガロ
教授の記述はこの二点を扱う。そしてこれにより積極的には、フラ
ンス地主制の帰趨に触れようとしたと考うべきか。革命への対応で
ある。
原題は 'Marcel Garand, 'Le régime agraire et les paysans de
Gatine au XVIII^e Siècle,' Bulletin de la Société de Antiquaires de
l'Ouest et des Musées de Poitiers, 2^e Trimestre de 1954, p. 643-
682 に所収。

新刊紹介

大来佐武郎著

『アジアの中の日本経済』

最近、いわゆる南北問題といった形での低
開発国問題に対する関心が高まり、とくにそ
のなかでも、本年四月に東京でわが国の主催
で開かれた東南アジア経済閣僚会議に代表さ
れるようにアジア諸国に対する関心が高ま
り、低開発国問題に対して、積極的にとり組
む機運が生まれている。

しかしわが国の場合、これに関するきわも
的的な研究・分析が盛行しており、時流にの
って、こういった問題についての数多くの著
書が発刊されている。

そのようななかにあつて、著者の大来氏は
序に自ら記されているように、「戦後、昭和
二十五年にはじめて、経済の調査のため世界
を一周したが、そのさいインド、タイなどの
アジア諸国を訪れ、その後、バンコクにある
国連アジア極東経済委員会(エカフェ)事務
局に約二年間勤務し、帰国後も第一回アジア・

アフリカ会議をはじめ、数多くの低開発国問
題あるいはアジア関係の国際会議に出席し
た。そのような事情で、筆者は戦後一貫して
低開発国問題への関心を持ちつづけている」
(序ii頁)のであり、本書は、大来氏のこ
のような長期間にわたる関心、実際の低開発
問題についての現地での調査・諸活動、その
理論的・基礎的研究、政策的志向などに裏打
ちされている点に、大きな特徴があるといえ
る。

しかも本書は、この二・三年の間に主とし
てアジア経済に関して執筆した諸論文に若干
手を加え、再構成したものであるが、この間大
来氏は一九六一年には、エカフェの「アジア
地域経済協力に関する専門家作業グループ」
いわゆる「三人委員会」のメンバーの一人と
して、地域協力に関する報告書を作成してい
る(第1章参照)、一九六四年の第一回国連
貿易開発会議にはわが国の代表の一人として
参加している(第2章参照)、本年一月には、
実際にインドに招かれて、とくに教育問題と
経済発展に関しての助言を行なっている(第
4章参照)など、世界経済の潮流の渦中にあ
つて、世界経済の政策担当者および低開発国
の現実との密接な関連において、これらの論

文がかかっている点にもう一つの大きな特色
がある。

本書は、第1章 アジアの地域協力と日本、
第2章 低開発国援助政策と日本、第3章
低開発国貿易と日本、第4章 インドの将来
と日本、の四章よりなり、そのすべてが日本と
いう視点を忘れずに展開されており、とくに
第3章までが、低開発国開発に対してもっと
も重要な政策問題を論じており、第4章では
インドというケース・スタディでありなが
ら、むしろ低開発国開発の前提条件となるべ
き、体制、制度、組織、教育の問題が論究さ
れており、なかなかたくましくして見事に構成
されている。

本書の特徴としては、すでにのべたよう
に、実際のな世界経済の流れ・活動との関連
において問題が展開・把握されていることの
ほかに、非常によく易く、しかもよんでいろ
うちに問題の焦点をつかむことができるとい
ったメリットが見出され、さらにかなりユニ
クなしかも現実適用性をもつ政策提言(たと
えば、インフレーション・トレード (infant trade)
の主張(二二―二三頁)、エーシヤン・シーウ
エイ構想(二六―二七頁)、などに代表される)
が含まれているといった点も、指摘できる。